

地域で除雪活動を行う皆さまへ

小型除雪機お貸しします



札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の貸出しを行います。



- ◆貸出機械 ハンドガイド型小型除雪機（10馬力程度）
※機種の選択はできません。
- ◆使用例 ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
・消火栓やゴミステーション周りの除雪
- ◆貸出対象 ・町内会
・除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織・企業等）
※個人への貸出しは行っておりません。
※「令和7年度除雪機械購入補助制度」との重複利用はできません。
- ◆実施期間（貸出期間） 令和7年12月上旬から令和8年3月中旬まで
※除雪機の配送日及び回収日は別途調整させていただきます。
- ◆貸出件数 40件
- ◆貸出費用 無償
※燃料等の消耗品に係る費用及びボランティア活動保険料は、借受団体の負担となります。
- ◆貸出台数 1団体当たり1台

- ◆申込書類 小型除雪機貸出申込書（様式第1号）、使用予定者名簿、使用場所の地図
- ◆申込方法 申込書を下記の【お申し込み先】まで、持参・郵送のいずれかの方法により提出してください。
※ファックス・電子メールでは受け付けません。
- ◆受付期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで
- ◆貸出条件
 - ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
 - ・使用者は市が指定する「ボランティア活動保険」（1名当たり300円から）へ加入すること。
ただし、町内会などの地域活動団体で、「札幌市地域活動保険」に該当する場合はこの限りではない。
「札幌市地域活動保険」の詳細については、公式ホームページをご確認ください、ご不明点については、札幌市市民自治推進課（TEL：011-211-2253）にお問い合わせください。
https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html
 - ・貸出終了後に実績報告書（様式第3号）及びアンケートを提出すること。
 - ・市の除雪作業の支障とならないように地域の除雪作業を行うこと。
 - ・使用方法などについて、条件が付いた場合には遵守すること。
 - ・小型除雪機貸出実施要領を遵守すること。
 ※使用場所の条件等を確認した結果によっては、貸出しできない場合があります。
- ◆貸出団体
 - ・申込多数の場合は、以下の方法（4段階）で貸出する40団体を決定します。
 - （1）初めてお申し込みいただいた団体を優先して決定します。
 - （2）福祉除雪の地域協力員に登録している団体若しくは、使用予定者に個人で地域協力員に登録している者がいる団体を優先して決定します。
 - （3）市内全域で取組を推進するため、各区で1団体はご利用いただけるよう抽選を行い貸出団体を決定します。
 - （4）（1）（2）（3）で決定した団体を除く全ての団体を対象に抽選を行い貸出団体を決定します。
 - ・貸出しの可否は、10月中旬までに郵送等でお知らせします。
- ◆その他
 - ・作業による事故については借受者の責任とし、安全に十分注意して作業を行ってください。
 - ・小型除雪機を転貸しないでください。
※団体に所属している福祉除雪協力員への転貸は可能です。
 - ・小型除雪機を営利目的に使用しないでください。
 - ・小型除雪機は宅地内に保管し、盗難等にご注意ください。
 - ・小型除雪機を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償していただきます。
 - ・貸出期間中に小型除雪機が故障した場合、責任の有無に関わらず修理中に貸出しできる代替機はありません。
 - ・貸出終了後は、燃料を補充した状態で返却してください。
 - ・貸出団体からの希望に応じて、小型除雪機の使い方の講習会を実施いたします。（詳細は貸出決定に併せてお知らせいたします。）



【お申し込み・お問い合わせ先】

札幌市建設局雪対策室計画課

札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎8階）

TEL：211-2682